

令和6年2月6日
高齢福祉部介護保険課

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

区の条例で定める介護予防支援等の事業の人員等の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により厚生労働省令（※）に定められた基準によることとされている。今般、社会保障審議会の審議報告を受け、厚生労働省令が改正されたため、「世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例」を改正する。

※ 厚生労働省令

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成18年厚生労働省令第37号）

2 改正内容

主な改正内容は別紙1のとおり

3 新旧対照表

別紙2のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

令和6年2月 令和6年第1回定例会提案
4月1日 改正条例施行（一部の規定に経過措置規定あり）

「世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」及び「世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」概要対照表

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会令和5年12月19日）を参考に作成

項目の末尾に、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の主な該当箇所を、《 》内に指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を示している。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
【身体的拘束等の適正化の推進】 (具体的取扱方針) 第16条第2の2号及び第2の3号 《第33条第2の2号及び第2の3号》	(新設)	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様・時間、その際の利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。
【他のサービス事業所との連携によるモニタリング】 【効率的なサービス提供の推進】 (具体的取扱方針) 第16条第15号 《第33条第17号》	(居宅介護支援) モニタリングの実施に当たり、少なくとも月に1回利用者に面接すること。 (介護予防支援) モニタリングの実施に当たり、少なくとも3月に1回利用者に面接すること。	以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。 ア 文書により利用者の同意を得ること。 イ 次に掲げる事項について主治医やその他の関係者の合意を得ていること。 ①利用者の状態が安定している。 ②利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる。 ③他のサービス事業所との連携により情報を収集する。 ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること（介護予防支援の場合は6月に1回）。

(2) その他

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
「書面掲示」規制の見直し(掲示) 第25条第3項 《第24条第3項》 * 令和7年4月1日から適用	運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示に加え、原則として、ウェブサイトに掲載することを義務付ける。

世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例	○世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例
平成27年3月9日条例第15号	平成27年3月9日条例第15号
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 申請者の要件（第3条）	第2章 申請者の要件（第3条）
第3章 指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第3章 指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第1節 基本方針（第4条）	第1節 基本方針（第4条）
第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）	第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）
第3節 運営に関する基準（第7条—第31条）	第3節 運営に関する基準（第7条—第31条）
第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条—第34条）	第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条—第34条）
第4章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）	第4章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）
第5章 雑則（第36条・第37条）	第5章 雑則（第36条・第37条）
附則	附則
第1条～第4条（省略） （従業者の員数）	第1条～第4条（省略） （従業者の員数）
第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u> 指定介護予防支援事業者は、法第58条第1項の指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数であって、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。	第5条 指定介護予防支援事業者は、法第58条第1項の指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数であって、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。
<u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、指定</u>	

改正後	改正前
<p><u>介護予防支援事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、規則で定める職務に従事することができるものとする。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く</u>管理者は、<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）</u>でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める職務に従事する場合は、この限りでない。</u></p> <p>第3節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し</u>、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、規則で定める職務に従事することができるものとする。</p> <p>第3節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介す</p>

改正後	改正前
をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。	るよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員 <u>(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この節及び次節において同じ。)</u> の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。	3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
4～7 (省略)	4～7 (省略)
第8条～第12条 (省略) (利用料等の受領)	第8条～第12条 (省略) (利用料等の受領)
第13条 (省略)	第13条 (省略)
2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を当該利用者から受けることができる。</u>	
3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</u>	
(保険給付の請求のための証明書の交付)	(保険給付の請求のための証明書の交付)
第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について <u>前条第1項</u> の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
(指定介護予防支援の業務の委託)	(指定介護予防支援の業務の委託)
第15条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u> 指定介護予防支援事業	第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定によ

改正後	改正前
<p>者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この節及び次節の規定（<u>第33条第31号の規定を除く。</u>）を遵守するよう措置させなければならないこと。</p>	<p>り指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（<u>平成11年厚生省令第36号</u>）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この節及び次節の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p>
<p>第16条～第23条の2 (省略) (掲示)</p>	<p>第16条～第23条の2 (省略) (掲示)</p>
<p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（<u>以下この条において「重要事項」という。</u>）を掲示しなければならない。</p>	<p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項</u>の重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p><u>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>	
<p>第25条～第30条 (省略) (記録の整備)</p>	<p>第25条～第30条 (省略) (記録の整備)</p>
<p>第31条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の</p>	<p>第31条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の</p>

改正後	改正前
<p>提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 介護予防サービス計画</p> <p>イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果</p> <p>ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の内容</p> <p>エ 第33条第16号の<u>規定による</u>評価の結果</p> <p>オ 第33条第14号に規定するモニタリングの結果</p> <p><u>(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第18条の規定による</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(5) 第28条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6) 第29条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第32条(省略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p><u>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その</u></p>	<p>提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 介護予防サービス計画</p> <p>イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果</p> <p>ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の内容</p> <p>エ 第33条第16号に<u>規定する</u>評価の結果</p> <p>オ 第33条第14号に規定するモニタリングの結果</p> <p><u>(3) 第18条に規定する</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(4) 第28条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(5) 第29条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第32条(省略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>

改正後	改正前
<p><u>際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(16) (省略)</p> <p>(17) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回利用者に面接すること。</p> <p><u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌日から起算して3月ごとの期間（以下イにおいて「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>A 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>B 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>C 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者か</u></p>	<p>(3)～(16) (省略)</p> <p>(17) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回<u>及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、</u>利用者に面接すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>ら提供を受けること。</u></p> <p><u>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p><u>エ 利用者の居宅を訪問しない月（<u>イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。</u>）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接することができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u></p> <p><u>オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</u> (18)～(30)（省略）</p> <p><u>(31) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、<u>法第115条の30の2第1項の規定により区市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u></u></p> <p>第34条（省略） 第4章 基準該当介護予防支援に関する基準 （準用）</p> <p>第35条 第3章の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。））」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護</p>	<p><u>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接することができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u></p> <p><u>ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</u> (18)～(30)（省略）</p> <p>第34条（省略） 第4章 基準該当介護予防支援に関する基準 （準用）</p> <p>第35条 第3章の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。））」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービ</p>

改正後	改正前
<p>予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第36条・第37条 (省略)</p> <p> 附 則～附 則 (令和3年3月9日条例第12号) (省略)</p> <p> <u>附 則 (令和6年3月 日条例第 号)</u></p> <p> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和6年4月1日 (以下「施行日」という。) から</u> <u>施行する。</u></p> <p> <u>(重要事項の掲示に係る経過措置)</u></p> <p>2 <u>施行日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の</u> <u>世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例</u> <u>(以下「改正後条例」という。) 第24条第3項 (改正後条例第35条</u> <u>において準用する場合を含む。) の規定の適用については、改正後</u> <u>条例第24条第3項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重</u> <u>要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、</u> <u>「削除」とする。</u></p>	<p>ス計画費の額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第36条・第37条 (省略)</p> <p> 附 則～附 則 (令和3年3月9日条例第12号) (省略)</p>